

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 5 3 号	三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
保 育 振 興 課	<p>【改正趣旨】 家庭的保育事業者等による保育提供終了後の連携施設確保について、その適用を除外する要件を整備する等の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該条例について所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号） ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</p> <p>【改正内容】 1 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ）の連携施設確保義務について、適用外となる条件を整備するもの。 現行 家庭保育事業を行う者（0～2歳を保育）は、家庭的保育終了以降の連携施設（3歳以上の教育保育施設）を確保しなければならない。 追加 以下の場合には、連携施設確保義務が適用外となる。 (1) 家庭的保育事業等を終了した児童が、3歳以降も引き続き必要な教育保育を提供されるよう必要な措置を市が講じている場合。 (2) 連携施設の確保が著しく困難な場合。</p> 2 居宅訪問型保育事業者の提供する保育のうち、保育の必要性の程度及び家庭等の状況を勘案し、必要性が高いと市が認める保育について、その具体例を追加するもの。 現行 母子家庭等の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合。 追加 保護者の疾病、就労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合。 <p>【施行期日】 公布の日</p>